

◎新潟県告示第229号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

令和2年3月6日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 解除予定保安林の所在場所
新潟県魚沼市下倉字滝沢口2の3・字滝沢709の1・709の2（以上3筆国有林）
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
道路用地とするため